

## 協議第 1 3 号

### 消防本部及び消防署の機構について

次の調整結果について協議を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日提出

神奈川県西部消防広域化協議会  
会 長 加 藤 憲 一

調 整 結 果	<ol style="list-style-type: none"><li>1 広域化に伴い、小田原市消防本部の機構を変更する。</li><li>2 消防署の機構は、2 消防署、2 分署、8 出張所とする。</li><li>3 消防署所の名称については、原則として消防署所が所在する地名を用いるものとする。</li></ol>
---------	---

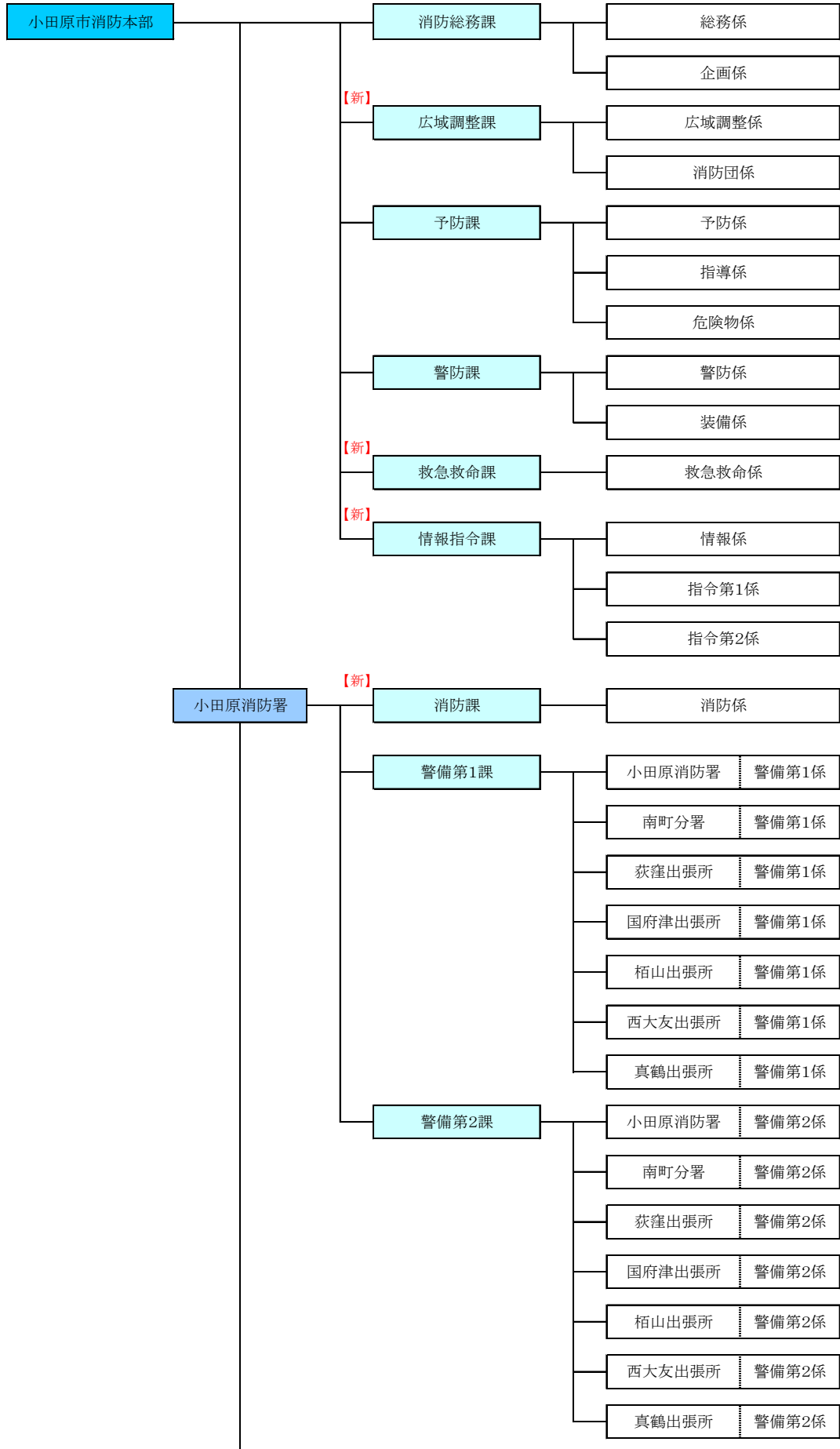
(調整理由)

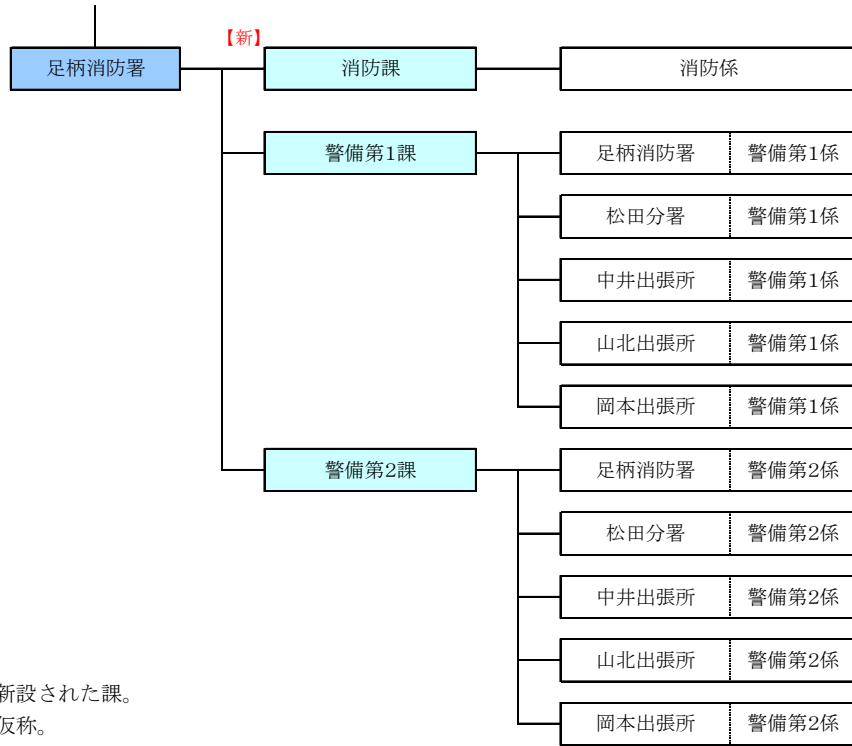
- 1 小田原市消防本部の機構の変更について
  - ・広域化により、車両、資機材等の増加にかかる事務量の増加及び、業務の高度化が見込まれるとともに、より一層の事務及び人員の効率化を図る観点から、これに対応し得る機構に変更することが必要である。
  - ・消防受託事務、防災所管及び消防団等との連携事務等、広域化に伴う各市町との調整に係る事務量の増加に対応するための所管課が必要となる。
  - ・広域化により、医療機関、医師会を始めとして多様な関係機関との連携を図るための所管課が必要となる。
  - ・広域化により、個人情報等の重要データの取扱い量が増大することから、情報セキュリティを強化するための所管課が必要となる。
- 2 消防署の機構について
  - ・消防署所がこれまで培ってきた消防団や自主防災組織等との緊密な連携体制は、広域化後も継承していく必要があることから、消防署所の数は現在と同数とすることが望ましい。
  - ・組織規模の拡大に対応するため、消防署、分署、出張所の位置付けを明確化し、効率的な運用を図る必要がある。
  - ・広域化により住民サービスを低下させないために、各消防署に庶務及び予防事務を処理するための所管課が必要となる。
- 3 消防署所の名称について
  - ・現状の名称を考慮しつつ、消防署所の場所が住民にとって分かりやすい名称とし、広域化により混乱が生じないよう配慮する必要がある。

(協議第13号 消防本部及び消防署所の機構について) 関係資料

機構図【広域化時】(案)

(単位:人)





※【新】・・・広域化に伴い新設された課。

※ 署所の名称については仮称。

■ 新設理由

新設課		理 由
消 防 本 部	広 域 調 整 課	・運営協議会事務など、広域化に伴う各市町との意見調整事務の増加への対応 ・各市町の防災所管課、消防団等との連携強化 等
	救 急 救 命 課	・救急体制の充実強化、救急業務の高度化・専門化の推進 ・医療機関、医師会を始めとして多様な関係機関との連携 等
	情 報 指 令 課	・消防指令センターで管理する個人情報等に係る情報セキュリティの強化 ・消防救急無線デジタル化を含む消防通信施設の整備、運用及び保守管理の一元化 等
消 防 署	消 防 課	・消防署の庶務及び予防事務の処理 ・消防長権限の委譲による消防同意及び危険物規制等の事務処理

機構図【現状】

